

神戸市妊産婦タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

- 第1条 神戸市妊産婦タクシー利用助成事業は、妊産婦がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、移動に伴う心身の負担の軽減を図り、安心・安全な出産と産後の母親を支援することを目的とする。
- 2 神戸市妊産婦タクシー利用助成事業の実施については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

- 第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、令和3年6月30日以前に市外転出した者を除く。
- (1) 交付時に神戸市内に住所を有する妊婦
- (2) 令和3年1月4日以降に妊娠の届出をした者

(申請)

- 第3条 この要綱に定める事業による助成を受けようとする者（第2項に定める場合を除く）は、母子保健法第15条の規定に基づく妊娠の届出を行い、妊娠届出書により神戸市長（以下「市長」という。）に交付の申請をしなければならない。
- 2 神戸市外において妊娠届を行った者が神戸市に転入した場合において、当該転入者がこの要綱に定める事業による助成を受けようとする場合は、前項の交付申請を行わなければならない。

(交付)

- 第4条 市長は、前条の届出書を受理したときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、妊産婦タクシー利用券（様式第1号。以下「利用券」という）を交付するものとする。

(助成額)

- 第5条 利用券1枚の助成額は、500円とする。
- 2 前条の規定により交付する利用券の枚数は、妊婦1人あたり10枚とする。

(利用券の有効期間)

- 第6条 利用券の有効期間は、交付日から14か月後の月末までとする。

(利用できるタクシー)

第7条 利用券を使用することができるタクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、本事業の目的を理解し、神戸市と神戸市妊産婦タクシー利用助成事業の契約を締結したタクシー会社又は協会等（以下「実施事業者」という）のタクシーとする。

2 この要綱により新たに契約を締結しようとする事業者は、神戸市妊産婦タクシー利用券取扱実施協議書（様式第3号）により、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の協議書及び添付資料の内容を十分審査して指定するものとする。

4 市長は、前項の指定をしたときは、神戸市妊産婦タクシー利用券取扱指定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の指定を行わないときは、神戸市妊産婦タクシー利用券取扱不指定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(利用方法)

第8条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という）は、1回の乗車料金に応じて利用券をタクシーの乗務員に提出し、乗車料金から助成額を差引いた額を支払うものとする。

2 前項の規定により提出する利用券の枚数は、別表1に定めるとおりとする。

(給付金受領及び請求権の委任)

第9条 利用者は、前条による利用券の提出により、当該利用券にかかる神戸市からの給付金の受領及び請求の権利を、実施事業者に委任したものとみなす。

(利用券再交付の禁止)

第10条 利用券は、原則として再交付することができない。利用券を汚損した場合に限り、汚損した利用券と新しい利用券を交換することができるものとする。

(譲渡、貸与の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用券の返還等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

(1) 不実の申請によって利用券の交付を受けたとき

(2) 利用券を不正に使用した又は使用させたとき

(3) 不正な使用のため、利用券を改ざん又は複製したとき

(4) 不正な使用のため、利用券（複製を含む。）を、交付を受けた者以外の者が所持した又は所持させたとき

(帳簿の整備)

第13条 市長は妊産婦タクシー利用券交付簿（様式第2号）を作成し、利用券の交付状況を明らかにしなければならない。

(事業者からの請求及び支払い)

第14条 この要綱に定める利用券を受領した実施事業者は、神戸市との契約において定めるところにより、乗車記録を利用券に記載し、神戸市へ請求するものとする。

2 実施事業者が、前項により助成金を請求しようとする場合は、対象者より提出された利用券を月ごとに取りまとめ、請求書とあわせて、市長あてに提出するものとする。

3 市長は、前項による請求が行われた場合は、請求内容を検査のうえ適正であると認められるものについて、助成金を事業者へ支払うものとする。

第15条 実施事業者が、第14条に基づく本市への請求を行うにあたっては、各年の3月31日までに受領した利用券については、原則としてその年の5月31日までの期間でなければ本市より支払うことができないことに留意するものとする。

(実施事業者に対する調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、実施事業者に対して、利用状況について報告を求め、または帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(助成金の返還等)

第17条 市長は、偽りその他不正な行為により本要綱に定める助成を受けまたは受けようとすることが明らかな者がある場合は、当該者に対する助成金の交付決定を取り消し、または交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条第 2 項関係)

1 回の乗車あたりの料金 (※)	利用方法
① 500 円以上 1,000 円未満	利用券 1 枚+残額 (2 枚以上は利用不可)
② 1,000 円以上 1,500 円未満	利用券 2 枚+残額 (3 枚以上は利用不可)
③ 1,500 円以上 2,000 円未満	利用券 3 枚+残額 (4 枚以上は利用不可)
④ 2,000 円以上 2,500 円未満	利用券 4 枚+残額 (5 枚以上は利用不可)
⑤ 2,500 円以上 3,000 円未満	利用券 5 枚+残額 (6 枚以上は利用不可)
⑥ 3,000 円以上 3,500 円未満	利用券 6 枚+残額 (7 枚以上は利用不可)
⑦ 3,500 円以上 4,000 円未満	利用券 7 枚+残額 (8 枚以上は利用不可)
⑧ 4,000 円以上 4,500 円未満	利用券 8 枚+残額 (9 枚以上は利用不可)
⑨ 4,500 円以上 5,000 円未満	利用券 9 枚+残額 (10 枚以上は利用不可)
⑩ 5,000 円以上	利用券 10 枚+残額

(※) 障害者割引等の割引がある場合、割引後の料金が適用されます。

様式第1号（第4条第1項関係）

表面

		第 100001-1 号	転売・譲渡厳禁
神戸市妊産婦タクシー利用券			
有効期限		助成額	
年 月末日まで		500円 ※おつりは出ません	
乗車日	タクシー会社	乗務員氏名	
年 月 日			
<p>〈利用者の方へ〉 ご利用の際は、乗車時に乗務員に使用する旨をお伝えください。</p>			
<p>〈乗務員の方へ〉 <u>必ず、裏面の内容を取扱前にお読みください。（本券の取扱ができるのは神戸市と契約をしている事業者だけです。）</u></p>			

裏面

<p>〈乗務員の方へ〉</p> <ol style="list-style-type: none">この利用券の提出があったときは、障害者手帳等の割引後の乗車料金から本券利用額を差し引いた額を受け取ってください。利用できる枚数に制限はありません。表面記載金額は、この利用券により、所属会社又は協会を通じて請求してください。何らかの配慮を求められた時は、どのような配慮を必要としているかをよく聴き、その場に合った適切な対応をお願いします。このタクシー利用券は、神戸市と妊産婦タクシー利用助成事業の実施について契約を締結している事業者のタクシーに乗車される場合に限り、ご使用いただけるものです。 <p style="text-align: center;">※不正に使用された利用券は、神戸市に請求できませんので、ご注意ください。</p>
--

様式第2号（第13条関係）

妊産婦タクシー利用券交付簿

有効期限早見表（交付日より1年2か月後の月末）

交付日	有効期限	交付日	有効期限	交付日	有効期限
2021年7月	2022年9月	2021年12月	2023年2月	2022年5月	2023年7月
2021年8月	2022年10月	2022年1月	2023年3月	2022年6月	2023年8月
2021年9月	2022年11月	2022年2月	2023年4月	2022年7月	2023年9月
2021年10月	2022年12月	2022年3月	2023年5月	2022年8月	2023年10月
2021年11月	2023年1月	2022年4月	2023年6月	2022年9月	2023年11月

区

識別番号	交付年月日	母子手帳番号 (バーコードシール)	備考
100001	年 月 日		
100002	年 月 日		
100003	年 月 日		
100004	年 月 日		
100005	年 月 日		
100006	年 月 日		
100007	年 月 日		
100008	年 月 日		

様式第3号（第7条第2項関係）

神戸市妊産婦タクシー利用券取扱実施協議書

令和 年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造 あて

申請者 所 在 地

会 社 名
あ る い は
組 合 名

代表者職・氏名

電 話 （ ） -

みだしの神戸市妊産婦タクシー利用券の取り扱いを実施いたしますので、実施主体に指定いただきますよう協議いたします。

記

1. 添付資料

- (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」であることを証明する資料
(法人登記簿謄本、許可書、認可書など)の写し
- (2) 債権者登録申請書

様式第4号（第7条第4項関係）

（公印省略）

神こ家第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市妊産婦タクシー利用券取扱指定通知書

年 月 日付けで申請のあった神戸市妊産婦タクシー利用券取扱実施協議書については、神戸市妊産婦タクシー利用助成事業実施要綱に基づき、標記事業について下記のとおり指定としましたので、通知いたします。

記

1. 会社名あるいは組合名
2. 代表者氏名
3. 指定日

様式第5号（第7条第5項関係）

（公印省略）

神こ家第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市妊産婦タクシー利用券取扱不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった神戸市妊産婦タクシー利用券取扱実施協議書については、神戸市妊産婦タクシー利用助成事業実施要綱に基づき、標記事業について下記のとおり不指定としましたので、通知いたします。

記

1. 会社名あるいは組合名
2. 不指定理由

【教示】

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。